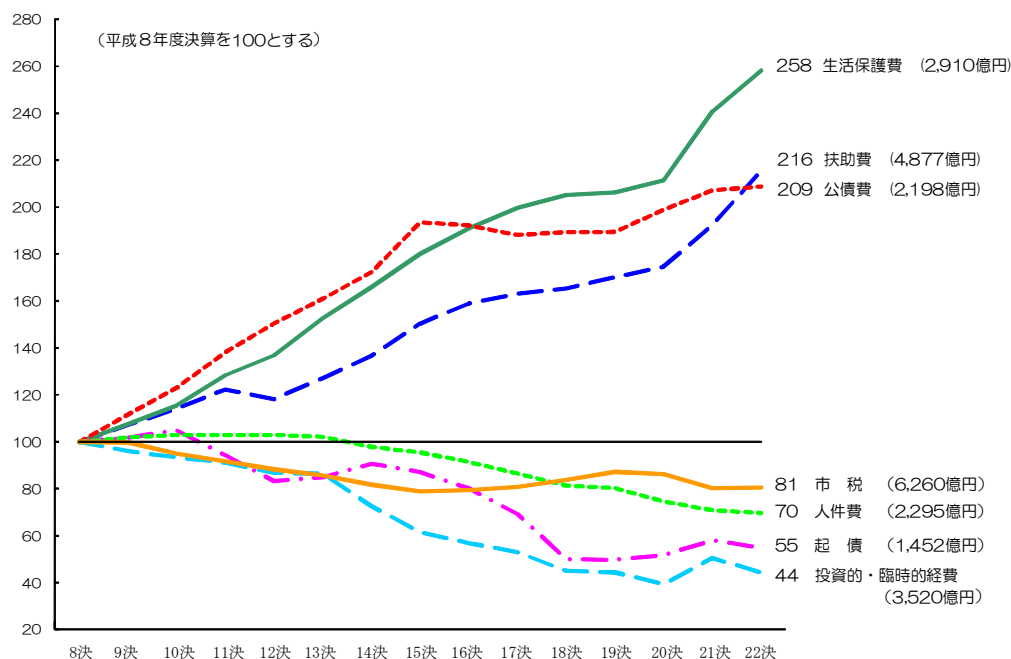


第1 大阪市財政の現状と課題

I これまでの推移

1. 市税収入と主な経費（一般会計）

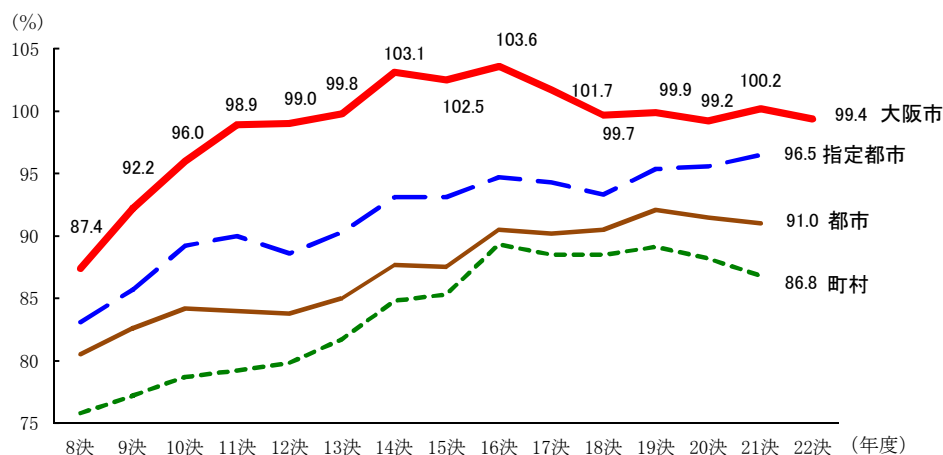
市税収入が低水準で推移するなか、人件費や投資的・臨時的経費の抑制を図ったものの、平成8年度決算と比較すると、扶助費や市債の償還のための公債費などは2倍を超え、生活保護費は約2.6倍に増高するなど義務的な経費が高い伸びを示しています。



- (注) 1. 市税収入は平成8年度決算がピークで7,776億円であった。
 2. 公債費は平成16年度・17年度決算での互助組合返還金の公債償還基金への積立及び特定資金公共投資事業債(NTT-B)の繰上償還を除く。
 () 書は、平成22年度決算額である。

2. 経常収支比率(普通会計)

人件費の縮減に努めるなど歳出全般にわたり見直しを行ったものの、市税が大幅に減少するなか、生活保護費などの扶助費や市債償還のための公債費といった経常的経費の増大により、高水準となっています。

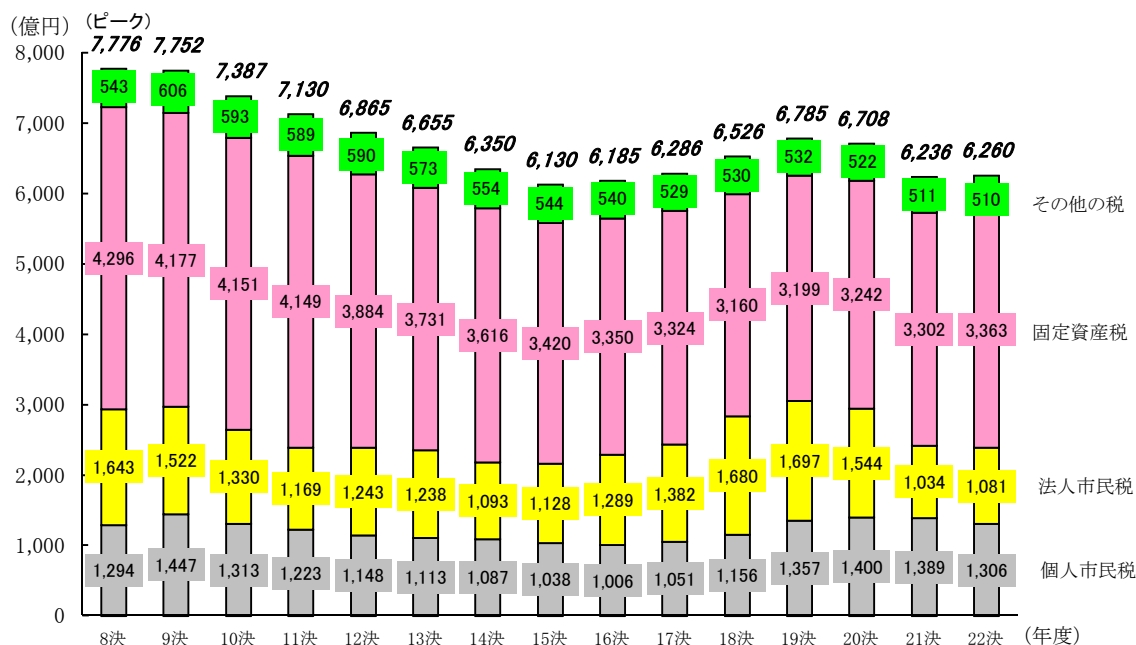


- (注) 1. 経常収支比率とは、地方税、地方交付税、譲与税・交付金などの経常的な一般財源が、どの程度経常的な経費にあてられているかを示す指数で、財政構造の硬直度を表すものとしてされているものである。(指定都市・都市・町村の経常収支比率は加重平均)
 2. 経常収支比率については、減税補てん債相当額及び臨時財政対策債相当額等を経常一般財源に加えて算出している。

資料:「地方財政白書」総務省編

3. 市税収入

最も基本的な収入である市税収入の平成22年度決算は、企業収益の改善による法人市民税の増収などにより、3年振りの増となったものの、リーマンショック前の平成20年度と比較すると448億円の減収、ピークである平成8年度と比較すると1,516億円の減収という低い水準となっています。

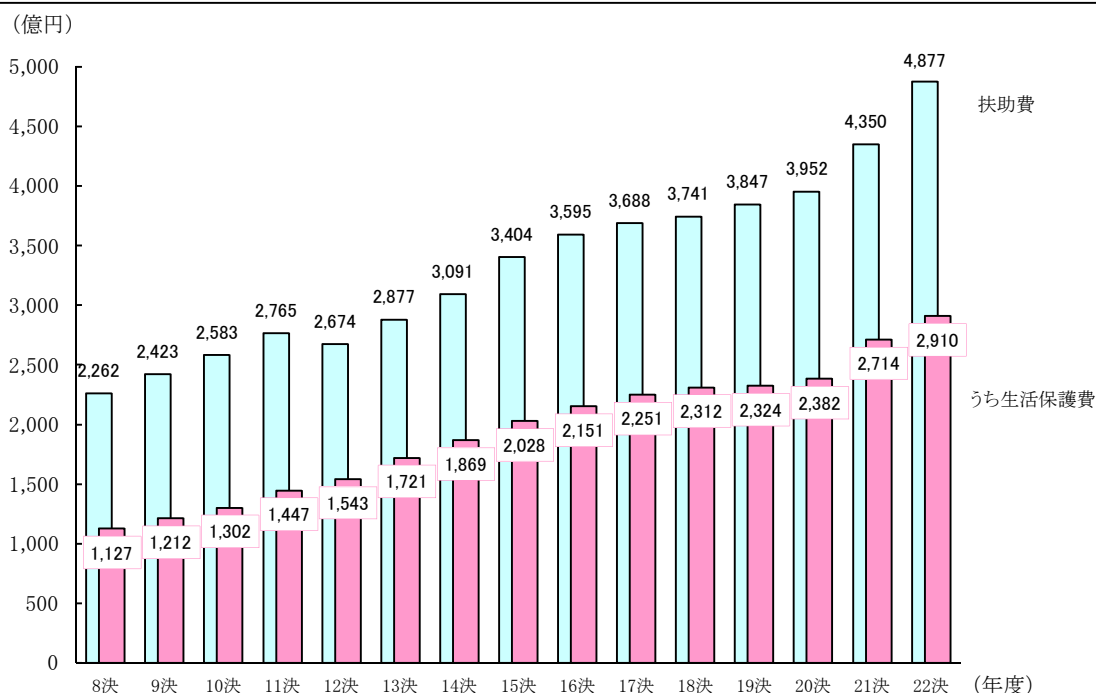


4. 扶助費

被保護世帯数の増に伴う生活保護費の増や、子ども手当の創設、障害者自立支援の拡充などにより、扶助費は増加を続けています。

とりわけ、扶助費のうち約6割を占めている生活保護費は、高齢化の進展やリーマンショックに端を発した急激な景気の後退により、大幅に増加しており、生活保護に要する負担の増加が財政全体を圧迫し、行政運営に支障をきたしています。

なお、生活保護をめぐる矛盾や課題に対応するため、「生活保護行政特別調査プロジェクトチーム」を設置し、制度改革に向けた国への働きかけや生活保護の適正化の推進などを行っています。

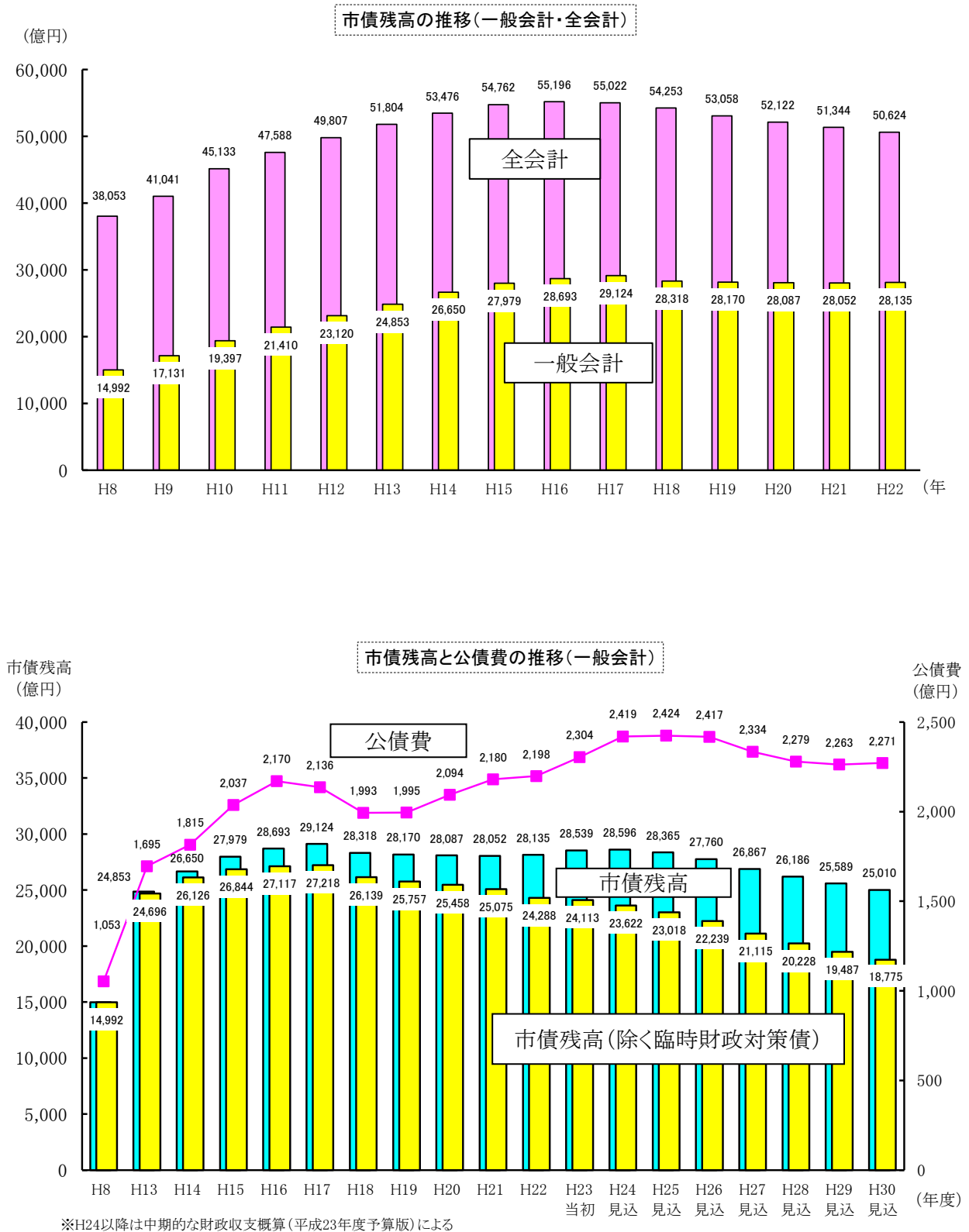


5. 公債費と市債残高

大阪市では、都市基盤と生活環境の整備のために、早くから積極的に市債を活用してきましたが、近年においては、公共事業費を減少させることによって、市債の新規発行額を極力抑制したことから、市債残高は、全会計ベースでは、平成16年度をピークに減少しています。

また一般会計の市債残高についても、臨時財政対策債を除く市債残高については、平成17年度をピークに着実に減少する見込みです。

しかし公債費は、この間累積した市債残高の償還のため、しばらくは増加を続け、平成25年度前後をピークに、減少していく見込みです。

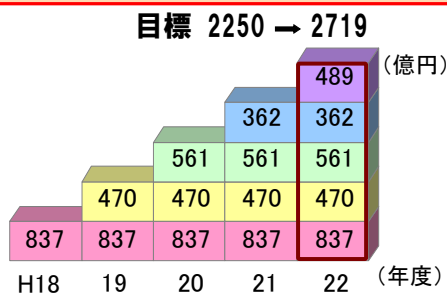


6. 市政改革のこれまでの成果と新たな取組

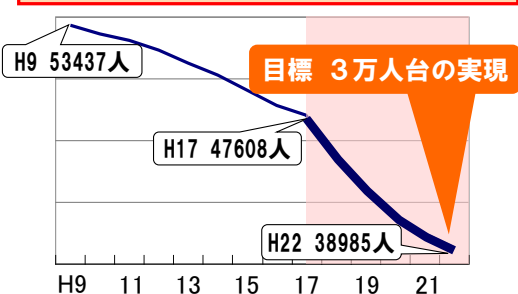
大阪市では、平成 18 年 2 月に今後 5 年間で取り組むべき課題を明らかにした「市政改革基本方針」を策定し、様々な取組を進めた結果、掲げた目標を大きく上回る成果を上げました。

「市政改革基本方針」の成果 ダイジェスト

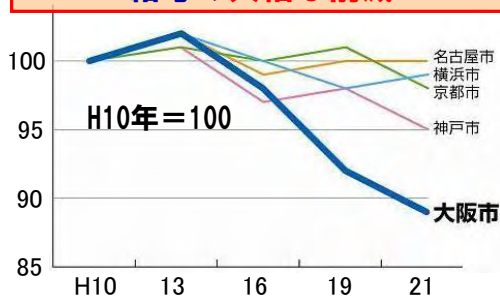
経費削減累計額は 8 9 6 1 億円



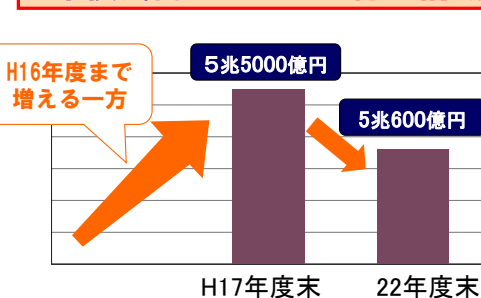
職員数を 8 6 2 3 人削減



給与の大幅な削減

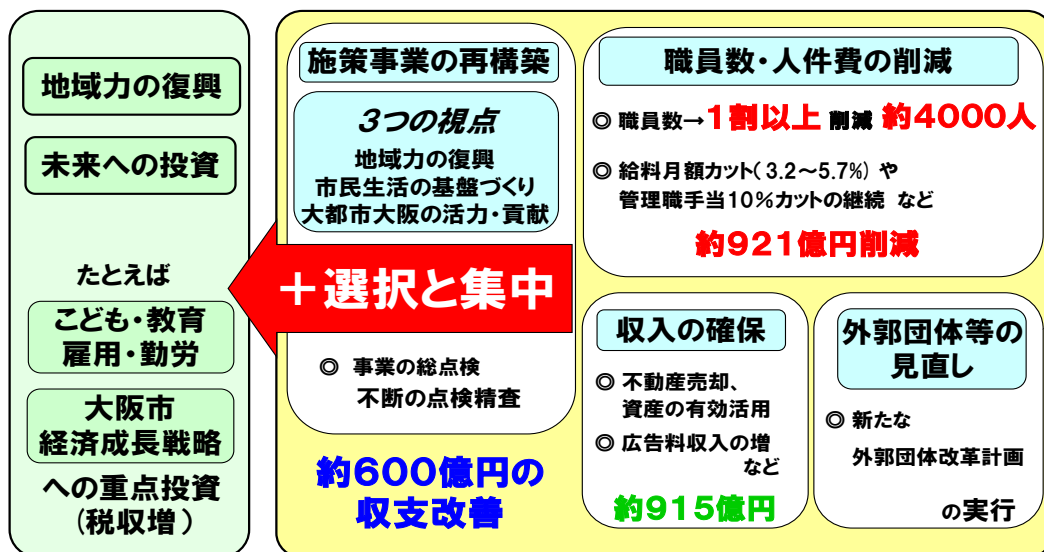


市債残高を 4 4 0 0 億円削減



平成 23 年 4 月から「新しい大阪市をつくる市政改革基本方針」に基づき、持続可能な行財政基盤の構築を目指し、引き続き改革に取り組んでまいります。

今後 5 年間の取組（平成 23～27 年度）



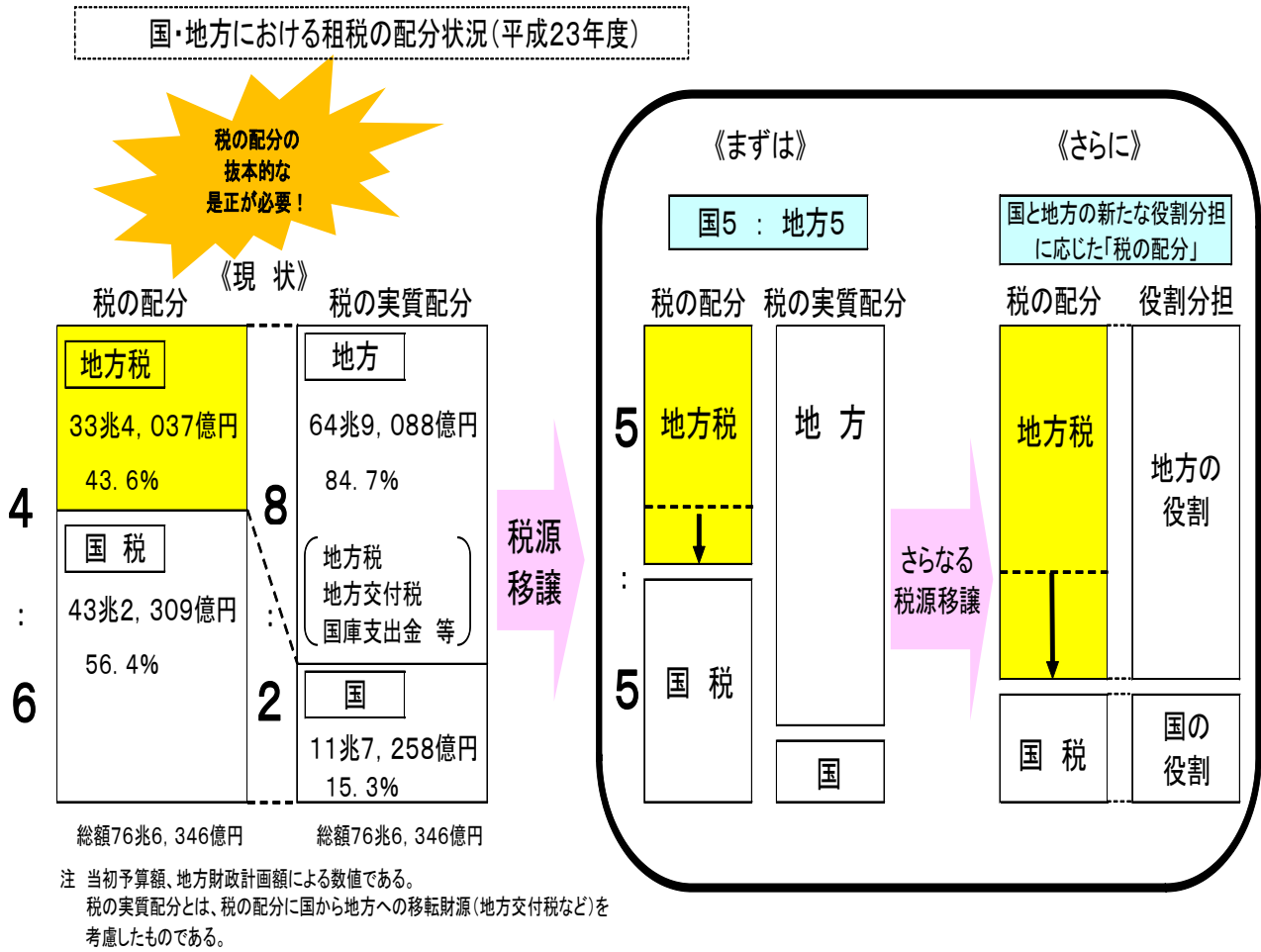
II 大都市税財政制度の確立への取組

税制をはじめとする現行の市町村税財政制度は、昼間流入人口などによる大都市特有の財政需要や、都市の成熟化に伴う更新需要など、大都市の財政需要の実態に見合ったものになっていません。

大都市が自主的かつ総合的に行政を担うためには、国と地方、道府県と大都市の役割分担を抜本的に見直したうえで、大都市の実態と新たな役割分担に応じた大都市税財政制度を確立することが必要です。

○税源移譲を基本とした地方税財政改革の推進

複数の基幹税からの税源移譲により、国と地方の「税の分配」を、まずは5:5とすること、さらに、国と地方の新たな役割分担に応じたものとするよう、他の政令指定都市と連携を図りながら、国等に引き続き強く求めています。



○大都市税財源の充実強化

・都市的税目である法人所得課税や消費・流通課税での税源移譲

大阪市は、高密度な経済活動の場となっており、市内で納められる税は、国税、地方税を合わせて約4.1兆円(平成22年度)と非常に多額となっています。

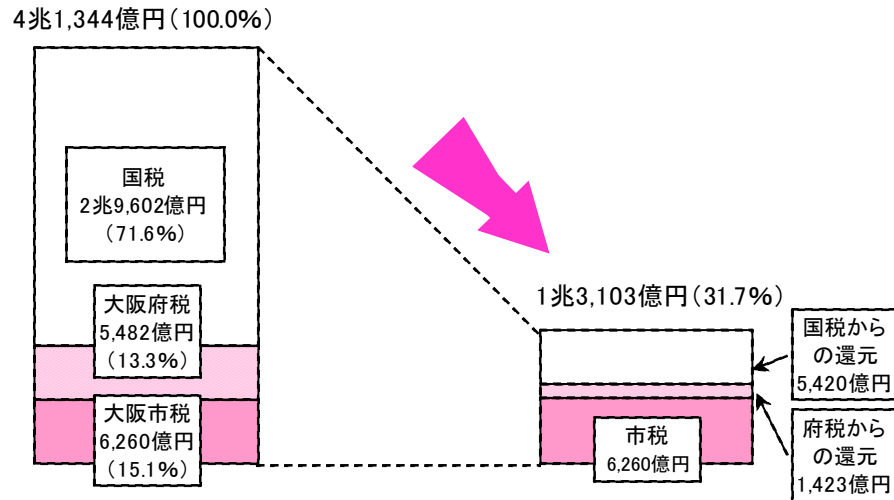
しかし、豊かな税源を充分吸収し得ない税制度のために、このうち市税として大阪市へ入る割合は、わずか15.1%にすぎません。

したがって、大阪市が市域内税収を活用し、大都市特有の財政需要に対応した自主的・自立的な行政運営が行えるよう、都市的税目である法人所得課税や消費・流通課税での税源移譲を行い、市税への配分割合を高める必要があります。

市域内税収の配分状況等(平成22年度決算)

市域内税収の配分状況
平成22年度

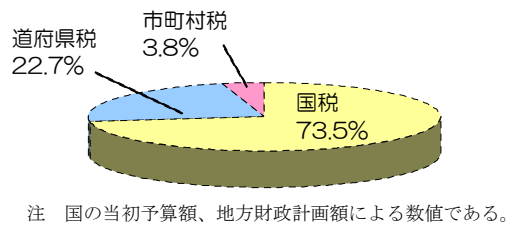
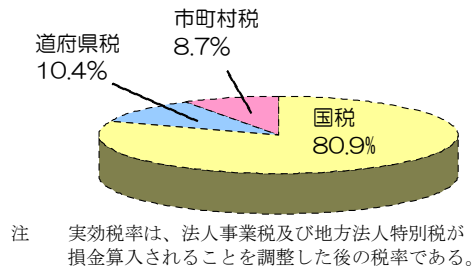
市域内税収の還元状況
平成22年度



法人所得課税及び消費・流通課税の配分割合(平成23年度)

法人所得課税の配分割合(実効税率)

消費・流通課税の配分割合



・事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

大都市では、地方自治法に基づき府県に代わって行っている事務のほか、道路法に基づく国・府道管理事務なども行っています。

しかし、これらに要する一般財源のうち、税制上の措置がなされているのは、大阪市では約2割にすぎません。

したがって、所要額が措置されるよう道府県から政令指定都市への税源移譲による大都市特例税制の創設に向け、引き続き国等へ強く求めています。

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額
(平成23年度大阪市予算)

